

保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和元年10月10日

大阪税関長 中山 峰孝

記

1 許可を受けた者の名称及び住所

株式会社 金沢港運
石川県金沢市湊4丁目11番地

2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社 金沢港運 テント上屋
石川県金沢市戸水町カ111番4

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

膜構造 1棟 495 平方メートル
(うち屋外 0 平方メートル)

4 蔵置貨物の種類

輸出入一般貨物、船用品及び仮陸揚貨物

5 許可の期間

自 令和元年 10月 22日
至 令和7年 9月 30日